

平成 24 年度公立大学法人宮城大学年度計画

公立大学法人宮城大学は、法人化による自主的・自律的で、効果的・効率的な運営を行う「県民の大学」として卓越した地域の教育研究拠点となるため、法人運営の指針となる中期目標・中期計画に基づく平成 24 年度の年度計画を策定する。

平成 24 年度は、公立大学法人化のもとに策定した第一期の中期計画（平成 21 年度～平成 26 年度）の折り返しに当たり、自己点検・評価を進めていかなければならない。

さらに東日本大震災を経験し、志願学生数の減少やグローバル人材育成へのさらなる対応、震災復興を支援する拠点機能としての期待など大学経営を取り巻く環境は大きく変動してきている。

そこで、平成 24 年度の年度計画は、次に掲げる 6 つの項目を重点的に取り組みながら、中期計画に掲げた事項を着実に推進するものとする。

◎ 平成 24 年度の重点方針

(1) 「就活のいない大学」を目指した取り組み

就職活動に多くの時間が割かれている現状であるが、グローバルに活躍できる人材の育成のためのベトナムや中国の大学・企業と連携したグローバル・インターンシップ、公務員志望者の要請に応えた公務員セミナー、スチューデント・ジョブセンターによる学生のベンチャー精神の高揚などによって、長時間の就職活動をしなくても希望する就職が可能となるような大学を目指す。

(2) 教育内容の充実と魅力ある学習環境の整備

各学部におけるコア・カリキュラムの策定、基礎ゼミの充実、新たな共通教育カリキュラムの策定（平成 25 年度実施）、食産業学研究科博士後期課程の設置申請（平成 25 年度開設）を行うなど教育内容の充実を図る。

また、学内諸施設の有効活用を目的に策定した施設配置変更計画を着実に実施し、学生に対するサービス提供機能を交流棟を中心に集約するなど、学生にとって居心地の良い空間を形成する。

(3) 高大連携を活用した有意な志願者の確保

県内外の高校訪問の強化、高校生対象のアカデミックインターンシップ、スーパーサイエンスハイスクール事業への協力等の高大連携活動の実施、オープンキャンパスの早期実施・回数の増加などにより、早くから高校生や教員の本学に対する関心と理解を高め、志願者を大幅に増やしていく。

(4) 地域に開かれ、地域の科学・文化・芸術の拠点となる大学づくり

地域の方々を対象にした第九を歌うイベントや大学開放行事を実施するとともに、泉インダストリアルパーク協議会、食産業フォーラムの活動に積極的に参加し、地域との連携を深め、地域における科学・文化・芸術の拠点としての大学の存在価値を高めていく。

(5) 東日本大震災復興のための支援活動・研究活動の強化

研究費に震災復興研究費を設けたほか、第九を歌う会等災害復興へのエールとなるイベントの開催、南三陸町を中心とした震災復興サテライトキャンパスを拠点とした支援活動など、多様な復興支援活動・研究活動を引き続き展開する。（別紙掲載）

(6) 教育研究活動活性化のための人事制度の改善・運用

勤務時間管理における専門型裁量労働制の徹底、テニュアトラック制廃止後の新しい任期制の実施、教員評価の改善・運用、勤務実態に応じた雇用形態の多様化の検討などにより、教育研究活動の活性化に資する人事制度の改善を行う。

第1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

イ 学士課程

(イ) 共通教育

- ・共通教育センターの在り方について、科目も含めて全面的に見直しを行い、充実に向けて検討をする。

(ロ) 専門教育

[看護学部]

- ・平成21年度、平成24年度のカリキュラムの改正に伴い、休学等で対象となる学生に確実な開講保障を行う。
- ・平成25年度の共通教育カリキュラムの改定に向けて、より教養を高め、かつ、看護学部に必要なとされる科目の精選を行い、科目の順序性等を考慮して検討する。
- ・平成24年度新カリキュラムにおける専門基礎科目と専門科目の科目配置の連動性を強化し、フィジカルアセスメントの能力を高め、看護実習につなげる。

[事業構想学部]

- ・各コース、領域ごとのコア・カリキュラムを明確にし、平成25年度からの新カリキュラムを作成する。

[食産業学部]

- ・H25年度からの新カリキュラムを、ケースメソッドやインターンシップなど実践的な手法を取入れて、中期計画に対応したより実践的なものとなるように編成する
- ・インターンシップで培った貴重な社会経験を、成果として可視化を行う。具体的には、インターンシップの成果について報告書を作成する。さらに、高校生などの参加を促すとともに、企業と教員との情報交換を深めるために報告会を実施する。

ロ 大学院課程

[看護学研究科]

- ・博士前期課程の「専門看護師プログラム」においては、既存の分野に加え、老年看護分野の新設を行い、平成25年（長期在学制度利用学生）の課程申請に向けて準備を進める。また、がん看護分野の新設について検討すると共に、既存の各専攻分野について、38単位の専門看護師課程への移行に向けた検討を行う。
- ・引き続き博士課程設置時の教育計画に基づいた教育を実施するとともに、大学院生の研究活動を含む学修の進捗状況を点検して課題を把握し、調整を行う。「平成22年博士課程設置済み・中期計画達成」

[事業構想学研究科（博士前期課程）]

- ・期首オリエンテーションにおけるガイダンスをはじめ、履修モデルに基づく履修指導をおこなう。
- ・引き続き、資格取得に対応した科目の履修指導および履修状況のフォローを行い、指導体制の改善課題を検討する。

[事業構想学研究科（博士後期課程）]

- ・在学期間短縮制度の運営について、単位認定、中間発表の実施方法を明確化する。

[食産業学研究科]

- ・現在の修士課程は、大学院食産業学研究科の博士後期課程の設置に合わせ、修士課程から博士前期課程と変更する予定である。それに伴い、博士前期課程、博士後期課程を一貫した科目の配置等、修士課程（博士前期課程）のカリキュラムを見直し、教育の充実を図る。
- ・食産業学分野において、高度な研究能力をもって専門的な業務に従事する者や自立的研究能力のもつ研究者を養成するため、博士課程の設置申請を行う。
- ・現在、県内の公設試験研究機関との部分的な共同研究を行っている。今後、試験研究機関との連携協定の締結について検討する。しかし、試験研究機関の機密保持等の問題もあり、総括連携協定、部分連携協定の可能性についても模索する。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

イ 入学者受入方針・入学者選抜

(イ) 学士課程

- ・入学者アンケートの分析結果から、アドミッション・ポリシーの効果的な周知方法を再デザインする。それを踏まえて、本学主催の説明会、業者主催の説明会、高校へ出向いての説明会や、その他手段を通して、本学および各学部のアドミッション・ポリシーを効果的に周知する。
- ・H27年度のセンター試験変更に伴う本学の入試の変更点および出前授業等について全学体制による高校訪問を通じて説明を行う。またプログラム型公開講座の新規創設により高大連携の推進を図る。
- ・入学者アンケートの分析結果から、アドミッション・ポリシーの効果的な周知方法を再デザインする。それを踏まえて、本学主催の説明会、業者主催の説明会、高校へ出向いての説明会や、その他手段を通して、本学および各学部のアドミッション・ポリシーを効果的に周知する。
- ・入試、教務、学生を横断するデータベースの効率的かつ安全な運用方法を検討し、H23年度入学生の追跡調査を試験的に開始する。必要に応じて、データベースの設計を改善していく。
- ・看護学部においては、平成23年度の編入学入試で合格者の中から多くの辞退者が発生した。これについて検討を行う。
- ・科目等履修生、研究生及び特別聴講生について、どのような人材の受け入れを期待しているかを明確にする。
- ・留学生受け入れに関する平成24年度入試の結果について内容を検討する。「平成23年度入試より、各学部入学定員の5%を外国人留学生特別選抜枠として設定済み。中期計画達成。」

(ロ) 大学院課程

- ・引き続き大学院独自のパンフレットを用いて、これまで同様にあらゆる機会を活用して広報活動を実施する。(全研究科)
- ・とりわけ県内看護職に本学看護学研究科の特長の周知を図り、受験者や入学者確保に向けた説明会やフォーラムおよび看護のトップマネージャーとの懇談会等を1・2次募集前に開催するとともに、ニュースレターの発行等を行い広報活動を強化する。(看護学研究科)
- ・前年度に引き続き、関係機関への広報活動に努める。(食産業学研究科)
- ・引き続き、学部学生の演習・実験・実習および卒業研究などに大学院生をTAとして積極的に起用する。
- ・博士前期課程においては、看護職としての実務経験が通算で5年以上の者について、「英語」「看護総合」の試験科目を免除していること、博士後期課程（進行年度中）においては、「専門科目」「英語」「面接」の3科目のみにしていることについて、評

価していく。(看護学研究科)

- ・食産業学研究科修士課程では、社会人に対する入試科目は、現行(「面接」のみ)を踏襲する。(食産業学研究科)
- ・飛び級入学や早期卒業の対象となる学生が入学した場合のための具体的な制度を検討・準備し、説明や広報活動をする。

□ 教育課程

(イ) 学士課程

a 共通教育

- ・オーラル・コミュニケーション能力を養成することが、目標である。その客観的な指標としてTOEICスコアを参考とし、その達成目標(400-500)に向け、さらに充実を図る。また、中国語、韓国語の受講者の増加だけでなく、非常勤担当者と連携をとりながら、さらなる充実を目指す。
- ・情報処理教育では、PC、ネットワークに関する新たな技術や、コンピュータ・ウイルスなどによる被害を免れるための知識、刻々と変化するIT環境に対応したマナーやリテラシーの獲得を図るとともに、その知識および習熟度を確認するためにテストなどを実施する。
- ・引き続き健康で豊かな人間性を養うことを目的とした教育内容の充実を図る。講義系科目では、学生の関心を引きつつ、自ら考える力を育成するための取り組みを行う。実技系科目では、設備の確保を引き続き進め、豊かな情操の育成と円滑な人間関係の形成を図る取り組みを行う。
- ・専門教育を受けるために必要な基礎科学力の底上げをするため、H23年度の点検結果をふまえ、科目担当者間の連携を図り、分野ごとに学生に習得させる教育内容の充実を図る。

b 専門教育

[看護学部]

- ・平成24年度入学の学生に、平成24年度新カリキュラム内容(看護師課程、保健師課程、養護教諭課程の履修方法等)を周知する。
- ・新規科目「地域訪問実習」の円滑な導入を図る。
- ・新規科目「実践看護英語演習」の円滑な導入を図る。
- ・新入生への災害看護プログラムに関するオリエンテーションと説明会を継続して行い、履修状況を確認する。また、災害看護プロジェクトと連携し、急性期における看護に加えて、復興期を支える学生を視野に、中長期的視点の強化を図る。
- ・平成25年度の災害看護プログラム科目として、「災害看護支援論」の内容の検討を行なう。特に、1年次から開講している災害看護プログラムの連動性を確認し、災害看護の実践力を養うために、演習や現地における実際の支援を組み込んだプログラムを検討する。

[事業構想学部]

- ・各コース、領域ごとのコア・カリキュラムを明確にし、平成25年度からの新カリキュラムを作成する。(再掲)
- ・国際インターンシップ充実に向け、ベトナム等での実行可能性を検討する。

[食産業学部]

- ・中期計画に対応し、体系的な新カリキュラム(H25年～)を編成する。その際、地域のニーズに対応した科目をとり入れるのとする。
- ・ベトナムを中心としたASEAN諸国におけるインターンシップを導入し、グローバル人

材の育成を推進する。また、国際インターンシップの周知度を上げるために、説明会を開催する。学科担当教員と英語教員、国際交流・留学生センター専任教員間の連携を図り、相談体制を整備する。

- ・ビジネス英語等の教育プログラムの充実をはかるため、「ビジネス英語」のみならず、「英語Ⅳ」および課外クラスを通じて実践力の強化を図る。
- ・H25年度からの新カリキュラムに地域社会のニーズに対応した授業あるいはプログラムを組み入れる。

c 学習機会の拡大

- ・H25年度カリキュラム改正に合わせて、学部を超えた履修の機会の実現性を検討する。(学務入試)
- ・平成24年度のカリキュラムの改正を受け、さらに、指定規則に基づく「必修科目」が多い中で、学部を超えた履修の機会の実現性を検討する。(看護学部)

d 国家試験・資格

- ・4年生を対象とする看護師、保健師国家試験模擬試験(各3回)と3年生を対象とする専門基礎科目実力確認テストを実施し、模擬試験終了後の解答説明会と国家試験対策特別講座を開催する。(看護学部)
- ・資格試験の補習授業を継続的に実施するとともに、新カリキュラムへの反映を行う。(事業構想学部)
- ・引き続き食品表示、HACCP管理者、食生活アドバイザー、食・農検定公務員等の資格取得のための講義・実習・セミナー等を実施するとともに、本学において試験を行うことにより受験生の増大を図る。(食産業学部)

(ロ) 大学院課程

- ・博士前期課程の「専門看護師プログラム」に新設する老年看護分野の専攻教育課程について、学士課程の教育内容を踏まえて科目編成と授業計画を検討し開講する。
- ・引き続き、事業構想学研究所博士前期課程では、新カリキュラムの履修状況をフォローし、教育体制の点検をおこなう。
- ・食産業学研究所博士課程の設置に合わせ、カリキュラムの見直し等を行い、博士前期課程となる現行修士課程の教育課程について整理し直す。
- ・看護学研究所博士前期課程における研究能力養成コースと博士後期課程との連続性を考慮し、博士前期課程の「看護研究特論」および「看護研究特論Ⅱ」と博士後期課程の「生涯健康支援看護学研究方法特論」の授業計画を点検する。
- ・新カリキュラムに反映することを前提に、在学期間短縮制度の運営について、単位認定、中間発表の実施方法を明確化する。
- ・博士前期課程の「専門看護師プログラム」においては、既存の分野に加え、老年看護分野の新設を行い、平成26年の課程申請に向けて準備を進める。また、がん看護分野の新設について検討すると共に、既存の各専攻分野について、38単位の専門看護師課程への移行に向けた検討を行う。(再掲)
- ・引き続き博士課程設置計画に基づいた教育を実施するとともに、大学院生の進捗状況を点検し、課題を把握して調整を行う。(再掲)「平成22年博士課程設置済み・中期計画達成」
- ・引き続き、事業構想学研究所博士前期課程では、資格取得支援科目(一級建築士受験資格、会計士、税理士)の履修を指導する。
- ・新カリキュラムに反映することを前提に、在学期間短縮制度の運営について、単位認定、中間発表の実施方法を明確化する。(再掲)
- ・本年度設置申請を予定している食産業学研究所博士課程のコア・カリキュラム等と

整合性を図りながら、博士課程認可の場合に博士前期課程と改組する予定の現行修士課程のカリキュラム改正を行う。

- ・学都仙台単位互換ネットワークにおける他大学院との単位互換の可能性を引き続き検討する。
- ・社会人が円滑に学習できるよう、看護学研究科の博士前期課程・後期課程の一部授業科目について、引き続き夜間開講および土・日曜日開講を実施する。また、社会人が多いことから、交通の利便性を考慮し、サテライトキャンパス（災害支援活動の拠点として開設されるアエル）の活用を考慮する。
- ・引き続き、サテライトキャンパスにおける夜間開講の特別講義の受講状況、および24年度開講の専門補完科目「事業構想基礎講座」の受講状況をフォローする。

ハ 教育方法

(イ) 学士課程

a 共通教育

- ・24年度は、リーディング等の分野にも力を入れ、オーラル・コミュニケーションと共に総合的な英語力の向上に努める。そのため、e-learningの積極的な利用を促進するだけでなく、英語講義Ⅰ、Ⅱでは、さらなる講義内容の充実を図る。また、海外研修プログラムの充実にむけて、担当者間で連携していく。
- ・ITを取り巻く状況の変化（ソフトウェアの更新、クラウド・コンピューティング、個人情報の管理など）に対応した授業を行う。
- ・基礎ゼミ3学部合同実施について、検討した結果を踏まえ、24年度に一部実施することとする。

b 専門教育

[看護学部]

- ・平成24年度新カリキュラムにおける専門基礎科目と専門科目の科目配置の連動性を点検する。（前掲4）
- ・「学びの振り返り」の運用基準を検討し、必要時修正する。また、平成24年度新カリキュラムの保健師課程に基づいた「学びの振り返り」について検討する。
- ・臨床教授制を導入し、教育体制の強化を図る。また、引き続き宮城大学看護学実習連絡協議会（全体協議会・施設別協議会・実習領域別協議会）を開催し、実習施設との連携を図る。
- ・実習調整会議を開催し、円滑に実習ができるように調整を図る。また、引き続き実習教育、連携協定を締結した市町等を含めた県内の保健福祉医療機関との連携を強化し、地域訪問実習（平成24年度開講）や公衆衛生看護学実習（平成27年度開講）のための新規実習施設を開拓する。
- ・引き続き、医療機関研究セミナーを開催する。

[事業構想学部]

- ・「インターンシップⅠ・Ⅱ」への積極的な参加を促すとともに、演習科目においても積極的にフィールドワークを取り入れていく。
- ・各コース、領域ごとのコア・カリキュラムを明確にし、平成25年度からの新カリキュラムを作成する。（再掲）

[食産業学部]

- ・H25年度からの新カリキュラムに地域と連携した授業を組み入れを検討する。
- ・マーケティング戦略や企業戦略などを含め、ケースメソッドでの教育が可能な科目について、実践的なケースを蓄積する。これまでのケースメソッドによる授業の実績を

踏まえ、またニューロマーケティングなど学際的新分野への適用も検討の上、カリキュラムの改訂を行う。

- ・震災復興に向けた取り組みを行っている企業・自治体へのインターンシップ派遣を、食産業フォーラム関連企業・団体の協力を得て行う。また、食産業フォーラム関連企業の協力を得て1,2年次の学外施設見学を行うとともに、企業からの要望に応じた食品開発を教育研究の一環として実施する。
- ・インターンシップ終了後の学生に対して、就職活動に役立つ実践的な内容で「キャリア開発」を充実させる。
- ・インターンシップで培った貴重な社会経験を、成果として可視化を行う。具体的には、インターンシップの成果について報告書を作成する。さらに、高校生などの参加を促すとともに、企業と教員との情報交換を深めるために報告会を実施する。
- ・中期計画に対応したH25年度からの新カリキュラムを編成する。
- ・引き続き、生物・化学・工学系科目と経済・経営系科目との組合せによる融合講義をより効果的に実施するため実現場の有識者（ゲストスピーカー）を招く。

(ロ) 大学院課程

[看護学研究科]

- ・博士前期課程の「専門看護師プログラム」においては、既存の分野に加え、老年看護分野の新設を行い、平成25年の課程申請に向けて準備を進める。また、がん看護分野の新設について検討すると共に、既存の各専攻分野について、38単位の専門看護師課程への移行に向けた検討を行う。(再掲)
- ・引き続き、講義の聴講や演習への参加自由度を高める工夫をし、専攻領域を超えて広くディスカッションできるよう、複数領域による統合ゼミの機会を設ける。
- ・引き続き、研究指導における複数指導体制について点検・改善を図るとともに、集团的指導体制と個別指導体制の効果的なスケジュールを検討する。

[事業構想学研究科（博士前期課程）]

- ・空間デザイン領域、情報デザイン領域でのフィールドワークを組み込んだ修士論文や特定課題研究のテーマ設定を促進するよう指導する。
- ・一級建築士受験資格、税理士、会計士の取得支援科目について、期首のガイダンスにおける履修指導を強化する。
- ・引き続き、学会や研究会、シンポジウムなどへの参加、研究発表、および学術誌への論文投稿を指導する。

[事業構想学研究科（博士後期課程）]

- ・休止中の研究テーマを再開するとともに、新規テーマの設定を促す研究指導をおこなう。
- ・実施中の「広域地域医療連携パスと情報システム」について、学位審査論文に向けた指導をおこなうとともに、新規テーマの設定を促す研究指導をおこなう。
- ・引き続き、博士前期課程・学士課程学生の修論、卒論などの研究指導を行える体制を整備する。
- ・引き続き、大学院学生による学会・論文など学外での発表に要する費用を優先配分することで、発表機会を確保する。

[食産業学研究科]

- ・指導教官と学生委員会、キャリア開発室との連携をさらに密にして、大学院生の希望するキャリアパスに対応した指導を行う。
- ・現場での課題解決力を高めるため、昨年度に引き続き国、県などの試験研究機関との

共同研究を推進するとともに、東日本大震災からの復旧・復興への課題についても積極的に取り組むようにする。

- ・昨年度までと同様に国や県の試験研究機関、企業の研究所等におけるインターンシップを推奨するとともに東日本大震災の復旧・復興の現場での課題解決力を高める機会の導入についても検討する。
- ・昨年度に引き続き、専門領域に関係する学会等において年に1回以上は研究成果発表を行うよう指導するとともに専門に関係するシンポジウム等への積極的な参加を促し、専門的な研究能力を養う。

二 成績評価

(イ) 学士課程

- ・必修科目について、各科目の5段階評価の分布を提示し、秀と優の分布が逆転しないよう成績管理を行う。また、シラバス記載の授業の達成目標及び成績評価基準の点検を行う。

(ロ) 大学院課程

- ・引き続き、5段階評価による成績分布について点検し適切な成績評価基準について検討する。
- ・学位審査に領域審査員を導入する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

イ 適正な教員配置

- ・学部・研究科の目的を各学部各研究科において明確にした上で、その目的に沿った教員組織になるよう各学部で人事計画を作成し、人事委員会においては人事計画書審査・教員選考、教員資格審査を入念に行う。
- ・共通教育センターの在り方や、H25末の11名退職に係る対応を的確にしていくために、副学長、教育研究担当理事、人事労務担当理事、各学部長と大学の目標が達成される教員組織となるよう検討を進める。
- ・人事計画書に沿った教員の選考となるよう募集条件を明確にした上で、公募制を原則とした選考を行い、その選考基準や選考結果を公表する。
- ・教員の採用及び昇任の選考にあたり、教育力、研究力を審査するため、模擬授業、研究成果発表等のプレゼンテーションを実施する。また、面接を重視し、今後の活動の方向性や地域貢献、学内運営への取り組み姿勢も評価していく。
- ・宮城大学大学院担当教員資格審査要綱（平成23年10月26日第47回理事会制定）により、適切な大学院担当者の教員資格審査を行う。
- ・小児・老年看護学領域の助教の採用を図るとともに、看護学部の看護学専門男性教員比率の向上を図る。（看護学部）
- ・教員の採用選考にあたり、教授の割合構成を検討するなど、各学部の年齢構成に配慮し、男女比率も均衡化するよう配慮する。（事業構想学部）
- ・教員採用時において、優れた資質を前提とし、女性教員の比率を更に高めるよう配慮する。（食産業学部）
- ・共通教育運営委員会と共通教育センターの在り方について検討を行う。
- ・国際交流・留学生センター、地域連携センターが組織目標を達成できるよう専任教員及び各学部の兼務教員を適切に配置する。

ロ 教育及び教員の質の向上

(イ) 教員評価

- ・見直した教員評価の結果等から検証を行い、翌年度の教員評価の改善に繋げる。

(ロ) 授業評価

- ・授業改善計画を策定し、その評価と点検を行う。

(ハ) 教員研修

- ・対応すべき課題を全国の大学の先進的な取組みを見ながら設定し、その取組みを参考にしながら対応を考えるFDとする。また、非常勤講師等FD参加者については引き続き拡大を図る。
- ・国際学会等派遣旅費の審査について、国際的研究推進の観点から実施するとともに、自主研修制度の利用奨励を継続する。
- ・海外研究費A(長期派遣)、海外研究費B(短期派遣)の制度による海外研修制度を実施する
- ・引き続き、コア・カリキュラムなど担当授業時間数減少の検討など条件整備と情報収集に努める。

ハ 教育環境の整備

- ・卒業時・修了時の学生満足度調査について、調査内容の見直しを行い実施する。(回収率の目標はH22年度達成済)
- ・学術情報リテラシー教育を充実させ、図書館資料を使った研究の方法を利用者に体得してもらうための支援を行う。
- ・教育研究活動の基幹となる学内情報ネットワークについて、障害による教育研究活動への影響を考慮し、稼働率99.20%以上の安定稼働を図る。また、平成25年8月に実施する学内ネットワークシステム機器更新に向け、学内ネットワークの高速化とメール等個人ファイル領域の大容量化を検討する。
- ・H25年8月の学内ネットワークシステム機器更新に向けて、授業でのIT活用、学内システムの統合認証環境整備、学外からのシステム利用等の利便性の向上など、情報システムの利用促進に繋がる構築を検討する。
- ・e-learningの利用は、24年度も継続。授業での利用、TOEIC対策、グローバル・インターンシップ対策など、積極的な利用促進を図る。そのための具体的な方策も検討する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

イ 学習支援

- ・各学部との連携を更に密にする。(共通教育)
- ・教員、学生相談室、保健室、学生グループの担当者が連携を図り、学生(休学中の学生も含む)の生活状況を把握し円滑な学生生活が送れるように支援する。また、学生委員会と教務委員会に加え各科目担当教員との相互連携を図り、長期欠席者を速やかに把握し支援する。
- ・科目担当教員による個別の学習相談等によるさらなる学習支援について検討する。
- ・H25年度のカリキュラム改正に向けて、コア・カリキュラムを明確にするとともに、新しい履修モデルを作成及び現行履修モデルの見直しを行う。(学務入試)
- ・保健師課程、看護師課程、養護教諭課程の選択の場合の履修モデルを作成する。(看護学部)

ロ 生活支援

- ・学生のニーズを把握するため、平成24年度より生活実態調査の実施について検討する。
- ・後援会と連携してサークル活動や課外活動を支援するとともに、新たにスチューデント

- ト・ジョブセンターを設置し、社会や地域の発展に向けて貢献できる人材の育成に努め、サークル活動や課外活動の活性化を図る。
- ・施設有効活用検討委員会での検討結果を踏まえ、自習室など学生の学習・滞留環境の整備を順次進めていく。
- ・全面禁煙の目標に向け、学生生活委員会や各学部の学生委員会と連携し、具体的な取り組みについて検討する
- ・平成 23 年度から項目の充実を図った健康診断を実施するとともに、学生の心身両面にわたる健康維持増進に向けて、学生生活委員会、保健室、学生相談室等の連携を進める。

ハ 就職支援

- ・大学主催の合同企業説明会や個々の企業の説明会を計画的に開催するとともに、後援会と連携し、首都圏での企業説明会への参加についても支援する。
- ・キャリア開発室と各学部学生委員会等との連携・協力関係を強化し、就職活動の支援を行い、3 学部ともに就職率 95%以上を維持することを目標とする。
- ・企業向けパンフレットを作成するとともに、企業担当者との情報交換を深める。
- ・東海大学との連携により、首都圏での就職活動の支援の強化を図る。
- ・公務員試験や資格試験に向けて、科目ごとの担当教員を配置し、相談体制を整備するとともに、模試やセミナーを実施するなど、支援体制を強化する。
- ・事業構想学部インターンシップ参加率 40%以上を維持することを目標とする。さらに、グローバル・インターンシップ及び国内長期インターンシップの実施に向け検討する。
- ・ホームページ等を活用し、キャリア開発室から卒業生向け情報発信を行う。
- ・看護師、保健師国家試験模擬試験の実施と模擬試験解答説明会・国家試験対策特別講座を開催するとともに、平成 24 年度からの新カリキュラムの導入と平成 22 年度調査結果を踏まえ、キャリアガイダンスの時期と内容について検討し、キャリアガイダンスの充実を図る。また、医療機関研究セミナーを開催する。
- ・「キャリア開発」の講義とキャリア開発室の連携を強化し、学生のキャリア形成の充実を図る。
- ・大学院生の能力や適性に応じた進路指導・就職支援については、学生委員会及び研究指導教員が中心となっていく。なお、学生委員会においては、本人や研究指導教員と連絡を取りながら、大学院生の進路指導・就職支援状況について現状を把握し、必要な支援・調整を行う。(看護学研究科)
- ・大学院進学志望時および入学時、指導予定教員が研究科修了後の、就職希望、職場復帰についての意向を聞き取るとともに、入学時より個々の学生の能力・適性・資格等に対応した進路指導を行う。就職支援に関する専門カウンセラー（マンパワー等）の活用を行う。(事業構想学研究科)
- ・厳しい就職戦線に鑑み、キャリア開発担当及び指導教員との連携をさらに密にして適切な進路指導・就職支援を行う。(食産業学研究科)

二 経済的支援

「中期計画達成。「宮城大学学習奨学基金」は法人化と同時に設置し、学習奨励支援用に活用中。その他奨学金制度についても引き続き情報提供している。」

ホ 社会人・留学生への支援

- ・社会人が円滑に学習できるよう、看護学研究科の博士前期課程・後期課程の一部授業科目について、引き続き夜間開講および土・日曜日開講を実施する。(再掲)
- ・国際交流・留学生センター専任教員による相談日を週 2 回(大和及び太白キャンパス)

程度開設する。また、国際交流・留学生センター主催行事や他団体主催行事への留学生・日本人学生の参加を促すなどにより、学生間の交流の機会を増やす。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

イ 研究の方向性

- ・指定研究として地域共同研究を学内公募し、地域連携センターとの連携を深め、実践的かつ課題解決型の研究を推進する。
- ・学内で公募する指定研究のテーマを点検し、学部横断的な研究推進のための議論を深める。また、H23年度から継続する震災復興特別研究についても、学部横断的な研究を検討する。
- ・研究委員会を通じて、地域の公的試験研究機関、企業との共同研究・奨学寄付金・受託研究の平成22年度成果を点検し、さらなる研究の活性化の議論を深める。
- ・H24目標 20件
- ・産業化プロジェクト研究を学内で公募し、採択に当たっては実用化・産業化の面から精査する。

ロ 研究水準の向上

- ・引き続き、教員評価データをもとに、研究水準の数値目標に対する達成度を明らかにし、研究委員会を通して各学部到时系列的な努力目標を伝達する。(研究担当理事)
- ・学内紀要は廃止したが、学術論文の質的な向上を図るため、国際ジャーナルや論文誌等への掲載を促進し、論文の査読体制を構築する。

ハ 研究成果の地域社会への還元

- ・本学の研究成果を積極的に地域社会へ還元するため、地域連携シンポジウム、セミナー、公開講座等を15企画以上実施する。
- ・知的財産を地域社会に還元する重要な機会として、教員を積極的に国や自治体の各種審議会委員や各種講師に従事・派遣する。
- ・泉パークタウン、人来田地区連合町内会との連携を強化し、地域住民との交流の機会を増やす。
- ・ホームページの更新のほか、MYU NOWを定期的に発行し、地域住民への情報発信を行う。

(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

イ 研究の実施体制

- ・研究委員会を通じて、各学部への外部資金獲得状況の周知、努力目標の明確化に努め、科研費研修会などの施策を継続実施する。
- ・科研費など外部資金の獲得・採択率向上に関し、学内予備審査などの実効性のある手法の検討を継続する。
- ・学部横断的な研究支援体制整備を推奨するため、学内外の研究資金を優先的に配分するシステムを検討する。
- ・研究補助者の獲得のため、ポスドク等を採用できる外部研究資金の獲得強化を検討する。

ロ 研究費の配分

- ・一般研究費については、外部研究資金獲得のための基礎的研究の活動資金であることから、職位による基準額の配分を原則とすることとする。
- ・指定研究費の競争的配分を堅持し、地域連携センターとも連携して成果・実績が見込

める研究への資金配分に努める。

- ・外部研究資金の獲得を促進するため、国際学会発表旅費等の海外出張は外部研究資金で実施することを基本としつつ、学内予算の助成を1/2（20万円上限）とし、対象者数の増加を図る。また、ファーストオーサーであれば、学生も対象とすることとする。
- ・シーズの実用化・産業化が見込める研究への重点配分を目指し、研究候補の確度の高い情報収集等に努め、研究成果の産業化を促す。
- ・地元企業等の学外を対象に、論文発表や成果試作品のアピール方策について、地域連携センターと検討を進める。

ハ 研究者の配置

- ・教員の採用にあつては、学部での書類選考による審査、学部審査を経た者の研究業績・授業のプレゼンテーション、外部専門委員の意見聴取などによる人事委員会での審査を行い、組織の活性化につながる教育力・研究力・実践力の高い人材の確保を行う。
- ・教員採用にあつては、研究力、教育力、組織人力を見極める審査を行う。研究論文等研究業績審査にあつては、過去の実績に加え、今後の研究の方向性についても確認を行う。

ニ 研究環境の整備

(イ) 研究時間の確保

- ・新たに議題調整会議を設け教授会運営の効率化をはかり、教授会では教員間の十分な意見交換が行えるよう円滑な運営を行う。（看護学部）
- ・組織改編に基づき、学部専門委員会の所掌業務を整理しより効率的な運営のための組織体制の構築を図る。（看護学部）
- ・より効率的・効果的な学部運営を図るため委員会及び構成員を見直すとともに、年度途中における業務実態を把握の上、必要に応じ補充等の調整を行う。（食産業学部）
- ・職員研修規程による国内・海外派遣研修、学外自主研修が有効に機能するよう努める。

(ロ) 研究設備

- ・研究設備・機器等の更新並びに有効活用の検討を継続する。

ホ 研究活動の評価

- ・研究業績の評価項目や評価方法については、毎年度の見直し作業の中で検討していく。

ヘ 知的財産の創出

- ・H22、23年度産業化プロジェクト研究の成果について、地域連携センターと共に実用化・産業化に向けた知財展開を支援する。
- ・本学の発明等知財情報について、地域連携センターと協力し、ホームページなどで学外へ周知する。
- ・地域連携センターに知財部門を設置し、知的財産の技術移転を推進する。

第2 地域貢献等に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 県民の高等教育機関としての役割

- ・高校別の出願状況分析、入学後の追跡調査を行い、高校訪問など広報戦略を検討する。
- ・県内高校生の本学への関心をより一層高めるため、オープンキャンパスの回数を増やしながら内容の改善を図るとともに、出前授業への講師派遣を行う。またプログラム型公開講座の新設を検討する。

- ・引き続き、地域人財を活用した科目運営を行うとともに、県内企業、自治体、病院での実習・インターンシップの充実を図る。また、地域特性のある科目として、「救急・災害看護論」を開講する。平成 25 年度開講に向けて、「災害看護支援論」の準備を進める。
- ・大学院独自のポスターやパンフレットを用いて、実習施設との協議会や公開講座、医療機関における講演や研究指導などの機会を活用し、社会人対応の新カリキュラムや夜間開講講座などを P R し、大学院の社会人受入れについての広報活動を強化する。

(2) 地域社会への貢献

- ・地域連携センターの組織改編を行い、知財部門と地域連携部門の体制を強化する。
- ・宮城大学版震災復興ビエンナーレや地域住民向けの公開講座により施設の地域解放を一層進める。
- ・平成 24 年度は（社）宮城県看護協会からの受託事業として、宮城認定看護師スクールが宮城大学内で運営されることとなったため、看護協会担当者との良好な関係を築き、スクールの円滑な運営を確保する。

(3) 産学官の連携

- ・K C みやぎを介した技術相談に積極的に対応するとともに、宮城県産業技術総合センターと連携しながら、共同研究・受託研究の増加に努める。
- ・泉インダストリアルパーク協議会、食産業フォーラムを通じた企業との連携、交流を促進する。
- ・連携事業の内容充実を図る。
- ・この 3 年間、計画を大幅に上回る受託実績をあげてきたことを踏まえ、地域振興事業部の役割と地域振興基金のあり方について、今後の方向性を検討する。

(4) 大学間の連携

- ・サテライトキャンパス公開講座や復興大学等に積極的に参加する。

2 国際交流等に関する目標を達成するための措置

(1) 国際交流を推進するための体制整備

- ・引き続き、センターアシスタント（非常勤）1 名を配置すると共に週 4 日から週 5 日体制に変更し、業務の迅速化、学生ケアを強化する。
- ・海外における協定校、協定候補校を訪問し、情報収集と連携を強化する。具体的には、アジア・環太平洋地域へ 2 回、北米 1 回の現地調査・視察を行う。
- ・高校生のための英語スピーチコンテストを東北エリアを中心とする高校への広報活動と位置付け、入試広報とも連携しながら推進する。一方、英語プレゼンテーションは、参加者（発表者）の質の向上と聴講者数をより増やし、さらに教育的効果を高めるため、共通教育語学部会のカリキュラムとの連動を図る。

(2) 海外大学等との連携

- ・協定校との関係は、数を増やすよりも実効性のある教育・研究のパートナーとして、数校に絞り交流内容の充実をはかる。なお TAMK との交流においては看護学部主体を基本とする。国際交流・留学生センターでは必要に応じた支援を行うとともに、短期留学（夏季）を企画・実施する。
- ・RMIT との交流においては、食産業学部が主体となり行う。国際交流・留学生センターでは必要に応じた支援を行う。

(3) 留学・留学生支援

- ・国際交流・留学生センター専任教員による相談日を週 2 回（大和及び太白キャンパス）

程度開設する。(再掲)

- ・国際交流・留学生センター主催行事や他団体主催行事への留学生・日本人学生の参加を促すなどにより、学生間の交流の機会を増やす。(再掲)
- ・タンペレ応用科学大学(TAMK)への短期留学(夏季)を企画・実施する。またその他協定校等が実施する語学学習プログラムへの本学学生の参加を促進することにより、海外留学への学生の関心を喚起するとともに、留学の実情についての理解を深めるため、留学体験発表会や留学セミナーを3回以上開催する。さらにアーカンソー大学フォートスミス校での短期の海外語学研修を企画・実施する。
- ・夏休みの短期留学を希望する学生を対象として、複数の民間企業を招いたインターンシップ等説明会を5月頃に開催する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 理事長を中心とする運営体制の構築

- ・平成24年度においても現行の担当制を維持し、権限と責任を明確化する。
- ・理事会は月1回の定期に加え、法人の機動的な運営を図るため必要に応じ臨時理事会を開催し、重要事項を迅速に決定する。また、理事会の前さばきとして理事及び副学長、事務部課長職以上の職員で構成する理事懇談会を開催し、計画的な業務運営と業務連携を密にしていく。
- ・理事長を補佐するために、総務課長、企画財務課長ほか各グループリーダーを構成員とする理事室を新たに設置し法人業務の前さばきを行う。また、理事長秘書として正職員を配置する。
- ・理事会を中心としつつ、法人の経営に関する重要事項の審議機関としての経営審議会、大学の教育研究に関する重要事項の審議機関としての教育研究審議会をそれぞれ役割に応じて定期的に開催し、お互い連携しながら迅速かつ適切な審議が行えるよう機能向上を図る。
- ・学長を中心とした大学運営をしていくために、関係役員、副学長、3学部長研究科長を構成員とした学部長研究科長会議を月1回開催し、大学運営の徹底、学部間の情報交換を密に行う。
- ・月1回の学部議題調整会議を開催し、教授会の審議事項を精選する。(看護学部)
- ・内部統制を図るため、引き続き、テーマを選定のうえ内部監査を実施する。また、研究委員会による研究費監査も継続実施する。
- ・業務運営の効率化を図るため、個別参加型の研修を充実するとともに、全職員参加型の研修を実施する。

(2) 戦略的な予算等の配分

- ・各部門責任者からの予算要求の前に「予算編成の基本方針」を策定し、研究費予算の配分等、戦略的な予算配分方針を明示する。

(3) 学外の有識者等の登用

- ・副理事長以下、各理事・監事に学外の有識者を適材適所で登用する。
- ・経営審議会の委員については、半数は学外者ということを堅持する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・活動実績等の検証を踏まえて、組織見直しを検討する。
- ・H23年度に実施した各センター及び全学委員会の機能の見直しをH24年度は活動実績等により検証する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人事制度

- ・教員採用に係る人事委員会では、原則として外部者の意見を踏まえて採用の可否を決定する。
- ・教員の専門業務型裁量労働制については、教員の効率的な教育研究活動が行われるよう適切に運用していく。また、教員の健康管理と就業状況を管理していくために職員に勤務計画と勤務実績の報告を求めていく。
- ・地域に開かれた大学、地域貢献を積極的に行っていくために、地域連携センター専任教員、地域振興事業部調査研究員は、特定ポストとして、任期付きで引き続き任用する。
- ・昨年度改正した任期制に基づき、優れた人材の確保に努める。
- ・プロパー職員の割合は既に平成 24 年度において 5 割(52 名中 29 名)を超え目標を達成している。法人化後、急激にプロパー化を図ってきたが、プロパー職員個々のキャリアアップの状況を見ながら大学運営が円滑に機能するようプロパー化を進めていく。
- ・プロパー職員のサブリーダーへの登用、キャンパス間異動を行い、活性化を図るとともに、県派遣職員とプロパー職員の大学職員としての一体化、融合を進める。
- ・プロパー職員の他大学との人事交流については、適期を探りながら検討していく。
- ・司書及び情報担当職員については、専門性を維持していくために任期付職員としての採用を積極的に検討する。

(2) 評価制度

- ・教員、事務職員の年俸制については、現行の評価・給与制度等の機能を見据え、引き続き検討を行うとともに、教員の勤務日数に応じた勤務条件の検討も行う。
- ・教員評価について、改善点等の検証を行い公平性・信頼性の高い評価を実施する。
- ・学生の授業評価は、引き続き教育評価の 25%として実施する。
- ・平成 22, 23 年度の「職員人事評価実施要綱」試行実施を受けて、本格的に実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の見直し

- ・大和・太白両キャンパスにおける一体的な大学運営を推進していくために、平成 24 年度から事務部組織が改編されたが、より機動的に、より一体的に業務が推進できるよう検証する。
- ・プロパー職員及び新派遣職員を対象として、大学職員として必要な基礎的知識の習得を行うことができるよう研修制度を引き続き整備する。

(2) 事務の効率化

- ・事務処理フローの点検・見直しを継続して行い、使い勝手の良い事務処理マニュアルにしていくとともに OJT をしっかりと行う。
- ・次期ネットワーク構築の中で事務処理システム等のシングルサインオンによる認証システムの導入等を検討する。
- ・各種システム、サーバー等について、事務処理のさらなる効率化を図るため、不具合の解消はもちろんのこと、既存のシステムを有効に活用する。
- ・財務会計システム、旅費システムの運用状況を検証し、必要があれば改善を検討する。

第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 外部資金の獲得

- ・科研費等の申請を奨励し、採択のための研修会及び希望者への事前審査を実施し、採択率の向上を図る。
- ・平成 24 年度の 1 人当たり平均外部資金獲得額目標：130 万円（平成 23 年度実績 97 万円）
- ・教員データベースは平成 23 年にバージョンアップを図り、入力しやすくなったこと、個人調書・業績調書を容易に作成できるようになったことから、一層の教員データベースの充実（記入率・更新度の向上）を図る。
- ・引き続き、外部資金獲得額を教員評価に反映させ、教員のインセンティブを促す。
- ・外部研究資金の間接経費については、当該研究の実施に支障がある場合を除き、適切な割合で受入れし、研究環境等の整備として管理経費等に使用する。

(2) 自己収入の確保

- ・昨年度に引き続き、教員免許状更新講習を有料で実施するなど、自己収入の確保に努める。
- ・外部からの施設利用申込みについては、学内行事に支障が出ない限り貸出を行うこととし、施設利用者からは、特殊要因を除き、規程に基づいた利用料を徴収することで収入確保に努める。
- ・ホームページのアクセス数を継続的にチェックするなど、広告収入導入の可能性について引き続き検討する。

(3) 授業料等の適切な設定

- ・現在の社会経済情勢や他の国公立大学法人等の状況を勘案し、平成 24 年度についても授業料は改定しない。翌年度以降については、諸状況を勘案し、改定の必要性について検討する。なお、今後の改定の検討時期については、国立大学法人の改定の 1 年後を基本とする。
- ・引き続き口座引き落としの定着を図り、確実な徴収に努める。また、学生納付金未納者については常時債権管理を行っていく。
- ・授業料の減免は、全体の 3 % 以内で継続する。加えて、授業料及び入学金について、震災による特例減免を継続する。なお、減免制度のあり方については、国立大学法人、他の公立大学の状況を踏まえて検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・経費削減の一方策として、コピー費管理方式を継続実施する。また、節電対策等を引き続き行い、コスト削減及び意識を高める。
- ・各種点検業務等について見直しを行い、複数年度契約への切替によりコスト削減を図る。
- ・給与計算業務については、平成 21 年度からアウトソーシングを実施済。外部委託によってコスト削減に結びつく業務を見直し、検討していく。
- ・職域が拡大する中、現定数で業務を推進して行かなければならないことから、引き続き職員の職務能率向上に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・保有資産について、定期的に点検を実施し、適切に管理していく。また、「施設有効活用検討委員会」における有効活用方策検討結果を踏まえ、改修工事等を計画的に実施していく。
- ・余裕資金については、定期預金など安全・確実な商品により運用する。

第 5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提

供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己点検・評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・次の定期調査・評価を実施する。
 - ①教員評価・組織評価
前者は精度向上及び評価作業の効率化に努め、後者は評価項目の再検討、中期計画とのリンクを図る。
 - ②卒業時学生満足度調査
回収率を90%以上とするほか、特に満足度の低い項目について、改善策を検討し、検討結果を学内に公表する。
 - ③学生授業評価（学務入試委員会）
学生による授業評価も考慮して授業改善計画を作成し、学内に公表する。
 - ④入学時アンケート調査
入学者全員について、入学手続きの一部としてアンケートを実施する。
- ・自己点検評価を実施する。
- ・自己点検評価を通じて改善点等を検討する。
- ・年度計画、実績報告、評価結果についてはホームページにより公表する。

2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置

- ・教育情報については、引き続き公表に努める。
- ・ホームページについては、受験生や保護者への発信を重視して再整理を実施する。
- ・広報委員会を設置し、ホームページの充実や効果的な広報活動について検討する。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・「施設有効活用検討委員会」における有効活用方策検討結果を踏まえ、改修工事等を計画的に実施していく。
- ・大規模修繕について、平成22年度に策定し平成23年度に一部修正した「宮城大学施設整備計画」に基づき、具体的な整備内容について継続して県と協議する。
- ・「エコキャンパス推進会議」を中心に、大学環境の維持・保全・美化、省資源・省エネルギー等について検討を進める。
- ・大規模修繕については、「宮城大学施設整備計画」に基づき、県との協議を継続する。中小規模の修繕については、優先順位をつけて実施していく。「施設等管理使用規程については、平成21年度に制定済。」

2 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- ・災害及び犯罪等の不測の事態に備え、定期的に防災訓練等を実施する。
- ・引き続き、他の公立大学等の現状についての情報収集を行うとともに、関係機関との連携を密にし、対応を進めていく。
- ・引き続き、策定されたセキュリティ下位規程に基づく、要項及びガイドラインの整備を行う。また、システムリプレイスに向けた実運用に沿ったセキュリティポリシー改訂を検討する。
- ・新入学生を対象とした情報リテラシーの授業において、情報セキュリティの確保・維持を目的とし、正しい判断基準、知識、技能の獲得に向け教育を徹底する。

3 人権の尊重に関する目標を達成するための措置

- ・人権侵害に関する相談窓口及び人権侵害防止及び対策本部を継続して設置する。「H21 中期計画達成（規程制定）」

- ・学生・教職員を対象に人権侵害防止に関する周知のために、イエローカードを配布することとともに教職員を対象にした研修会を実施する。
- ・非違行為が発生した場合には、厳正・迅速に処置する。

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1 当初予算（平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2, 3 4 9
授業料等収入	1, 0 8 7
受託研究費等収入及び寄附金	2 6 8
施設整備補助金	0
補助金	0
その他収入	1 0 7
計	3, 7 1 1
支出	
教育研究費	2, 5 3 3
（うち人件費）	1, 6 2 2
一般管理費	1, 0 2 0
（うち人件費）	(5 2 9)
施設整備費	1 5 8
補助金	0
計	3, 7 1 1

2 収支計画（平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	3, 6 9 2
経常費用	3, 6 0 0
業務費	3, 3 5 5
教育研究経費	4 7 9
受託研究等経費	7 6
人件費	2, 1 5 1
一般管理費	6 4 9
財務費用	5
雑損	0
減価償却費	2 4 0
臨時損失	9 2

収入の部	3, 6 9 2
經常収益	3, 6 0 0
運営費交付金収益	2, 1 5 6
授業料等収益	1, 0 5 9
受託研究等収益(寄附金を含む)	2 6 9
財務収益	0
雑益	1 0 7
資産見返負債戻入	9
資産見返運営費交付金等戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	7
補助金収益	0
臨時利益	9 2
純利益	0
総利益	0

3 資金計画(平成23年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	3, 7 1 1
業務活動による支出	3, 4 4 7
投資活動による支出	2 8
財務活動による支出	2 3 6
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	3, 7 1 1
業務活動による収入	3, 7 1 1
運営費交付金収入	2, 2 4 9
授業料等収入	1, 0 8 7
受託研究費等収入	2 6 8
その他収入	1 0 7
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期(中期目標期間からの)繰越金	0

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

・5億円とする。

2 想定される理由

・運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

・なし

第10 剰余金の使途

・決算において剰余金が発生した場合は、協議のうえ、教育研究の質の向上並びに組織運営

及び施設設備の改善に充てる。

第 1 1 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第 5 条第 1 号から第 3 号関係）

1 積立金の処分に関する計画（法第 4 0 条第 4 項の承認を受けた金額の使途）

・なし

2 人事に関する計画

- ・プロパー職員の割合は既に平成 24 年度において 5 割 (52 名中 29 名) を超え目標を達成している。法人化後、急激にプロパー化を図ってきたが、プロパー職員個々のキャリアアップの状況を見ながら大学運営が円滑に機能するようプロパー化を進めていく。(再掲)
- ・業務運営の効率化を図るため、個別参加型の研修を充実するとともに、全職員参加型の研修を実施する。(再掲)

3 施設設備に関する計画

- ・大規模修繕については、「宮城大学施設整備計画」に基づき、県との協議を継続する。中小規模の修繕については、優先順位をつけて実施していく。(再掲)

(別紙)

◎東日本大震災復興のための支援活動・研究活動の強化

研究費に震災復興研究費を設けたほか、第九を歌う会等災害復興へのエールとなるイベントの開催、南三陸町を中心とした震災復興サテライトキャンパスを拠点とした支援活動など、多様な復興支援活動・研究活動を引き続き展開する。

未曾有の被害を出した東日本大震災からの速やかな復旧を図るとともに「県民の高等教育機関」を使命とする本学として、学内の教育・研究資源を最大限に活用し、震災復興に向けた支援を積極的に進める。

[教育分野]

- ・安否確認システムへの登録について周知徹底を図る。
- ・実習期間中における災害発生時の対応について、災害訓練の実施や実習協力施設・機関との話し合い(実習全体協議会、施設別協議会等)を通して、引き続き検討する。(看護学部)
- ・地震等発生時の安否確認方法について、平成23年10月より全学的に導入されたシステムと、同じく平成23年度に作成した看護学部緊急連絡網や改訂版「実習科目担当教員の实習における災害発生時の対応について」のすり合わせを行い、確実に活用しやすい方法を検討する。(看護学部)
- ・被災による生活や学習への影響を考慮した学生支援を継続的に実施する。(看護学部)
- ・平成24年度においても震災に伴う授業料免除を実施する。(学生部)
- ・災害看護プログラム及び関連科目の教育内容や教育方法を検討・評価し、充実を図る。(看護学部)

[研究分野]

- ・被災地の社会基盤の復興発展への貢献を図るため、実装的な研究課題を学内公募し、震災復興特別研究を継続して実施する。(研究委員会)
- ・学内外より研究資金を得て、災害看護に関する研究を継続的・発展的に実施する。(看護学部)
- ・震災復興を支援する研究活動への外部機関からの研究費助成へ積極的に応募し、研究活動を通じた被災地復興への貢献を図る。(研究委員会)

[地域貢献]

- ・ボランティア団体の育成・支援を行っていく。(学生部)
- ・ボランティア活動等において兵庫県立大学等他大学との連携強化を図る。(学生部)
- ・学内外から資金を得て、学生ボランティアを含めた災害支援活動を継続的に実施する。(看護学部)
- ・公開講座等を通して、災害時の対応や被災者及び支援者の健康管理・疾病予防に向けた支援活動を行う。(看護学部)
- ・南三陸町の復興計画の実現に向けて、復興ステーションを核とした「南三陸町コミュニティ復興支援プロジェクト」を実施する。(地域連携センター)

I 南三陸町復興まちづくり支援事業

I-1 山の暮らし・海の暮らしの再生支援事業

I-1a 間伐材利用システムの試行モデルを完成させる。

I-1b 住民向け普及セミナーを開催する。

I-2 (復興)教育ツーリズム開発事業

I-2a 復興ビエンナーレ等のイベントを開催する。

I-2b 農家民宿等の滞在・体験機能の拡充や観光案内ガイド(震災の語りべ)の育成を通じて、修学旅行等の誘致を促進する。

II 南三陸サテライトキャンパス事業

Ⅱ-1 移動（巡回）キャンパス事業

Ⅱ-1a 住民を対象とした移動講座, NHK と連携したアーカイヴ上映会等を定例的に開催する。

Ⅱ-2 専門家ネットワーク構築事業

Ⅱ-2a 全国の専門家等との連携ネットワークを強化する。

Ⅱ-2b 被災地以外での復興関連イベントを開催する。

Ⅲ 学生ボランティアによる地域復興支援事業

Ⅲa 学生ボランティアを積極的に派遣する。

- ・教員の専門性を生かして自治体復興計画等の支援を行う。(看護学部)
- ・復興支援に取り組む企業等に対し, 復興支援拠点として大学施設を提供することにより, 民間企業と連携した継続的な復興支援に取り組む。(地域連携センター)
- ・震災関係イベントを継続して実施する。(学生部)